

幕別町分別収集計画

(令和8年度～令和12年度)

幕 別 町

幕別町分別収集計画

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	第10期計画期間の各年度における容器包装廃棄物の排出量の実績	2
6	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
7	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
8	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分 (法第8条第2項第3号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、法第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
10	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	6
11	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
12	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
13	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

幕別町分別収集計画

令和 7 年 7 月

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方で、大量に廃棄物を排出することになり環境負荷の増大や最終処分場ひっ迫といった深刻な社会問題を発生させてきた。

国においては、令和 6 年 6 月に策定した「第六次環境基本計画」の中で、第 1 次計画の策定から 30 年の節目に策定されることを踏まえ、今後を「希望が持てる 30 年」とできるよう、持続可能な社会を構築することを狙いとしている。また、同年 8 月には将来世代の未来につなげる国家戦略として「第五次循環型社会形成推進基本計画」を策定している。

北海道においては、令和 2 年に「北海道第 2 次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、北海道の優れた環境の保全と次世代への継承のため、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道づくりへの取り組みを示している。

幕別町では、「第 6 期幕別町総合計画」(平成 30 年度～令和 9 年度)に基づき、基本目標の一つとして、「自然との調和で快適な住まいる」を掲げ、美しい自然環境の保護と循環社会の形成を目指しており、美しいまちづくりのための環境美化を促進するとともに、循環型社会の形成と資源の有効活用や省エネルギー・再生可能エネルギーの普及を推進している。また、「幕別町第 2 期ごみ処理基本計画」(平成 30 年度～令和 8 年度(令和 4 年 4 月改定))では、令和 4 年の改定に伴い SDGs の考え方を取り入れ、再資源化に関する更なる取組の強化を推進している。

さらに令和 6 年 3 月「ゼロカーボンシティまくべつ」を宣言し、2050 年までに、あらゆる主体と協働・連携して、脱炭素社会の実現に取り組むこととしている。

本計画は、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「プラスチック資源循環戦略」を踏まえ、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

あわせて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルに向けた取り組みを推進する。

本計画における容器包装廃棄物や製品プラスチックの3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型社会の構築
- ・廃棄物の適正処理の推進による地域環境の保全
- ・町民、事業者、町が一体となった排出抑制と資源化の促進
- ・生涯学習都市にふさわしい環境教育の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックの収集量を推計する。

5 第10計画期間の各年度における容器包装廃棄物の排出量の実績

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物 【計画】	979.5 t	974.7 t	969.9 t	963.6 t	957.2 t
容器包装廃棄物 【実績】	922.5 t	896.5 t			

※数値は、幕別地域と忠類地域の合計値。

6 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	938.1 t	932.0 t	925.7 t	919.6 t	913.4 t
製品 プラスチック	87.0 t	86.4 t	85.8 t	85.3 t	84.7 t

7 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施するに当たっては町民、事業者、再生事業者、町等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集を進めるに当たり、町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する必要があることから、出前講座等を通じて情報の収集に努めるとともに、町廃棄物減量等推進審議会においてリサイクル活動推進の方策について検討するものとする。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校生活における分別の取り組みやごみ処理施設の見学会などのあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、E S D（持続可能な開発のための教育）やS D G sを通じてごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

過剰包装の自粛を図るため、商工会に協力を要請するとともに、広報等で町民、事業者に簡易包装の啓発と協力を要請する。

・買い物袋の持参の徹底

定着しつつある買い物袋の持参（ノーレジ袋運動）の更なる普及のための啓発を行うとともに、スーパーマーケット等の小売包装の簡素化を推進する。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販

売の促進

リサイクル原料の利用により資源の有効利用と資源の節約、廃棄物の減量化を図る。

8 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 (法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	24.2		24.0		23.9		23.7		23.6	
主としてアルミ製の容器	36.6		36.4		36.2		35.9		35.7	
無色のガラス製容器	51.0		50.7		50.3		50.0		49.7	
	51.0		50.7		50.3		50.0		49.7	
茶色のガラス製容器	67.8		67.3		66.9		66.5		66.0	
	67.8		67.3		66.9		66.5		66.0	
その他のガラス製容器	32.3		32.1		31.9		31.7		31.5	
	32.3		32.1		31.9		31.7		31.5	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4.6		4.6		4.5		4.5		4.5	
主として段ボール製の容器	142.8		141.9		140.9		140.0		139.1	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	124.3		123.5		122.7		121.9		121.0	
	124.3		123.5		122.7		121.9		121.0	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	106.5		105.8		105.1		104.4		103.7	
	15.8	90.7	15.7	90.1	15.6	89.5	15.5	88.9	15.4	88.3
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	348.0		345.7		343.4		341.1		338.8	
	348.0		345.7		343.4		341.1		338.8	
(うち白色トレイ)	0		0		0		0		0	
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	0		0		0		0		0	

10 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（t）

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績の原単位（g）×予測人口×365÷1,000,000

（幕別地域）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
24,416人 (対前年度比) 99%	24,261人 (対前年度比) 98%	24,107人 (対前年度比) 98%	23,952人 (対前年度比) 97%	23,799人 (対前年度比) 97%

（忠類地域）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
1,417人 (対前年度比) 98%	1,402人 (対前年度比) 97%	1,385人 (対前年度比) 96%	1,370人 (対前年度比) 95%	1,353人 (対前年度比) 94%

11 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や団地で実施している集団資源回収については、引き続きこれらの団体が実施することとする。

表 11 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶 類	町による定期回収	リサイクルプラザ
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	町による定期回収	リサイクルプラザ
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町による定期回収	リサイクルプラザ
	段ボール	段ボール	町による定期回収	リサイクルプラザ
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	町による定期回収	リサイクルプラザ
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収	リサイクルプラザ
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	町による定期回収	リサイクルプラザ

12 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

リサイクルプラザにおいて選別、一時保管を行う。

表 12-1 処理段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	従来の集積場所を利用
収集運搬	収集車両	2トン平ボディ・パッカー車
選別・保管	リサイクルプラザ	最大 87.9t/日
		選別、圧縮、梱包、保管

表 12-2 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	2 トン 平 ボ ディー・パッ カー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る		リサイクルプラザ (ストックヤード)
段ボール	段ボール	縛る		
その他の紙製容器包装	紙製容器包装	袋		リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
ペットボトル	ペットボトル	袋		
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック 製容器包装	袋		

13 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。
- ・自治会等の町民団体による集団回収を促進するため、現行の資源回収団体及び回収業者に対する協力金等による支援を継続的に実施する。
- ・プラスチック使用製品の再資源化について、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行されたことから、共同処理を行う関係市町村と連携を密にし、処理体制の構築及び再資源化へ向けた協議を引き続き進めていく。